

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本店における資格喪失日に係る記録について昭和20年4月30日を同年5月1日に訂正し、同社C支店における資格喪失日(昭和21年12月1日)及び取得日(昭和22年10月1日)を取り消し、同社本店における資格喪失日に係る記録について28年9月30日を同年10月1日に、同社本店における資格取得日に係る記録について29年6月1日を同年5月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を130円、申立期間②の標準報酬月額を200円、申立期間③の標準報酬月額を8,000円、申立期間④の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、申立期間②及び④の厚生年金保険料を納付する義務については、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月30日から同年5月1日まで  
② 昭和21年12月1日から22年10月1日まで  
③ 昭和28年9月30日から同年10月1日まで  
④ 昭和29年5月20日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社について申立期間に係る被保険者記録は無いとの回答があった。昭和14年8月に同社に入社してから、43年3月に定年退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る社員名簿、人事記録(経歴書)、同社の事務担当者及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に昭和14年8月6日から43年3月11日までの期間継続して勤務し(昭和20年5月1日に

同社本店から同社C支店に異動、28年10月1日に同社本店(勤務はD支店)から同社E支店に異動、29年5月20日に同社E支店から同社本店(勤務はE支店)に異動)、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額については、昭和20年3月、21年11月、28年8月及び29年6月の申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録から、申立期間①は130円、申立期間②は200円、申立期間③は8,000円、申立期間④は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び③については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年12月から22年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日(昭和29年5月20日)及び資格取得日(同年6月1日)と同日付けで記録されている同僚が26人となっていることが確認でき、社会保険事務所が当該被保険者資格の喪失日及び取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間④の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支所における資格取得日に係る記録を昭和28年9月1日、資格喪失日に係る記録を29年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年9月1日から同年9月7日まで  
② 昭和29年5月30日から同年6月1日まで

昭和28年4月にA社に入社し、同年8月末まで同社C支所で勤務した後、同年9月に同社B支所に転勤、29年6月に同社D支所に転勤となった。A社に入社してから、昭和36年1月末に同社を退社するまでの間、継続して勤務していたが、オンライン記録によると、28年9月1日から同年9月7日までの期間及び29年5月30日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人とA社に同期入社し、昭和28年9月に同社D支所に異動となった同僚は、「申立人は、C支所での実習期間終了後、B支所に転勤となり、昭和29年6月ごろD支所に転勤してきた。」と供述しており、申立人が申立期間①及び②において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

申立期間②については、申立人と同じく昭和28年4月1日付けでA社C支所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、その後同社B支所に29年10月までに異動となった同僚5人のうち、4人の同社B支所に係る被保険者資格喪失日及び直後の異動先に係る被保険者資格取得日との間に2日間（資格喪失日の属する月の翌月に資格取得日がある。）又は1日（資格喪失日と資格取得日が同月内にある。）の未加入期間があり、残り1人の同社B支所に係る被保険者資格喪失日と直後の異動先に係る被保険者資格取得日との間に10日間の重複期間があることが確認できる。

このため、申立期間当時、A社B支所は異動に伴う届出を適正に行っていなかった可能性があり、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①についても、異動に伴う未加入期間であることから、資格取得日を昭和 28 年 9 月 1 日とする必要がある。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 29 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述を得ることができず、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 佐賀厚生年金 事案 960

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月 6 日から 20 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 4 月から A 社 B 支所に勤務した。昭和 19 年 4 月に同社 C 支所へ転勤を命じられ、20 年 8 月 1 日まで勤務した。同社 C 支所では D 係に所属し、仕事に従事した。

社会保険事務所(当時)に記録照会したところ、A 社 C 支所での厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社 B 支所から同社 C 支所に転勤した経緯、勤務状況に係る具体的な申立内容及び申立人と同時期に転勤した同僚の同社 C 支所における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できることから、申立人が申立期間において勤務期間の特定はできないものの、同社 C 支所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社 C 支所は既に廃業しており、申立期間当時の賃金台帳等の書類は無い上、当時の事業主及び役員も死亡又は所在不明のため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、A 社 C 支所に係る労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は見当たらない上、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人が同社 B 支所において昭和 18 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、19 年 4 月 6 日に資格を喪失した記録が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人と同時期に A 社 B 支所から同社 C 支所に転勤したとする同

僚及び同社C支所で申立人と一緒に勤務したとする同僚については、連絡先が確認できず、同社における申立人の勤務状況についての供述を得ることができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。